

## 熱中症対策の強化について

# 「令和7年6月1日に 改正労働安全衛生規則が 施行されます！」

労働安全衛生規則第612条の2



対象となるのは

「WBGT 28度以上又は気温 31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

基本的な考え方



労働者はお互いの健康状態について留意、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の者に申し出る。  
ケース：意識障害等の場合



(例) 作業員の様子がおかしい…



(例) 医療機関への搬送、  
救急隊要請



(例) 救急車が到着するまで  
作業着を脱がせ水をかけ全身を冷却

現場の実態に即した具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」「**手順作成**」「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨**報告するための体制整備**及び**関係作業員への周知**

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう

- ① 事業場における**緊急連絡網**、**緊急搬送先の連絡先及び所在地等**
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等**熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成**及び**関係作業員への周知**

厚生労働省・千葉労働局・各労働基準監督署

(R7.4)

【お問い合わせ先】

千葉労働局労働基準部健康安全課

電話 043-221-4312